

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2016年4月19日

国家外貨管理局、外債マクロプルーデンス管理モデル に関する細則を公表

国家外貨管理局は、《全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行実施に関する外貨管理関連オペレーションガイド》（以下「本ガイド」）を公布しました。

2016年1月、中国人民銀行より公布された《全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知》（銀発[2016]18号、以下「18号通知」）^(※)により、上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区の登録企業と27行の銀行を試行対象とした新たな外債管理モデルが試行開始されました。

試行地域内の外商投資企業は、投注差（総投資額と登録資本の差額）を限度額とした外債管理モデル等だけでなく、純資産額をベースに限度額を決定するモデルを選択することが可能となりましたが、本ガイドは18号通知について国家外貨管理局が制定した細則となります。

※ SMBC NEWS【2016】01号ご参照

<18号通知の概要> [青字下線箇所は本ガイドにて規定された内容](#)

1. クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルの概要

18号通知に基づき調達したクロスボーダー融資（外債）については、リスク加重により管理残高を計算し、この残高が規定に定めるリスク加重残高上限を超過しないようにコントロールする必要があります。

| |
|--|
| クロスボーダー融資リスク加重残高 ≤ クロスボーダー融資リスク加重残高上限 <small>詳細は2（1）ご参照</small> |
|--|

表1 概要

| | |
|-------|---|
| 試行対象 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 【試行企業】 上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区の登録企業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非金融企業に限り、政府融資プラットフォーム及び不動産企業は含まない ■ 【試行金融機関】 27行の銀行類金融機関 |
| 限度額管理 | <ul style="list-style-type: none"> ■ マクロプルーデンス管理モデル <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実際の外債残高に対して、その期間・類型・通貨に応じて各種因数により調整を行い、管理残高（クロスボーダー融資リスク加重残高）を算出 ➢ 通貨や期間等に関係なく、発生額ではなく残高をもって管理を行うため、返済に応じて空き枠の反復利用が可能 ■ 試行地域内の外商投資企業は、現行のクロスボーダー融資管理と18号通知によるモデルのいずれかを選択し、書面形式（公章押捺）により試行企業所在地の外管局宛て報告を行う |

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一度選択すると原則変更不可（合理的な理由がある場合は、外管局宛て変更申請が可能） ➢ 外商投資リース会社・外商投資性公司等は、引続き個別の外債管理方式を適用して外債借入が可能 ■ 試行地域内の中資企業は、18号通知に基づき外債借入を行う ■ 試行銀行の短期外債残高指標は廃止 ➢ 試行銀行内の外資銀行が現行の短期外債残高指標の枠組みを選択した場合、当該指標は有効だが再度の増枠は行わない |
| 通貨/両替 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 人民元・外貨 ■ 外貨資金は人民元転可 ➢ 《外債登記管理弁法》（匯発[2013]19号）等の関連規定を参照 |
| 資金使途 （試行企業） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 国家関連規定に合致し、自身の生産経営活動に用い、国家及び試験区の産業マクロコントロール方針に合致 ➢ 《外債登記管理弁法》等の関連規定を参照 |
| 口座 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 外債口座 ➢ 外債口座・外債元金の返済は、《外債登記管理弁法》等の関連規定を参照 ■ 自由貿易口座（FT口座） ➢ 本ガイドには当該口座利用に関する記述なく、関連当局への確認が必要 |
| 備案申請 （試行企業） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 外債の事前審査・批准は行わず、クロスボーダー融資契約締結後、実行の3営業日前までに外管局で外債事前契約締結備案を行う ➢ 備案時の必要書類 <ul style="list-style-type: none"> ① マクロプルーデンス外債リスク加重残高状況表（企業版） ② 前年度或いは直近一期の監査済み会計報告 ③ 《外債登記管理弁法》で要求されるその他の関連資料 ➢ 備案手続き所要日数：20営業日（外管局宛て口頭確認） |

2. マクロプルーデンス管理モデルの限度額管理

18号通知で規定されたマクロプルーデンス管理モデルを選択した場合、管理残高及び実行上限額は以下のとおり計算されます。管理残高、実行上限額共に人民元単位で計算を行うため、外貨クロスボーダー融資は実行日の所定レートを用いて人民元に換算を行います。

各因数及び係数は、マクロ経済や国際収支状況、マクロ金融調整コントロールの必要性に基づき、中国人民銀行により調整が行われます。調整によって管理残高が実行上限額を超過した場合は、既存の融資契約については期限まで保有することはできるものの、管理残高が実行上限額の範囲内に収まるまでは新規取組とロールオーバー共に実行することはできません。

（1）クロスボーダー融資リスク加重残高の計算

18号通知で規定されたマクロプルーデンス管理モデルにおいては、実際の残高に対してその期間・類型・通貨に応じた調整を行い、管理上の残高としています。

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

- クロスボーダー融資リスク加重残高（単位：人民元）
 - = Σ 人民元・外貨クロスボーダー融資残高
 - × 期間リスク転換因数① × 類型リスク転換因数②
 - + Σ 外貨クロスボーダー融資残高 × 為替リスク換算因数③

表2 管理残高算出における各因数の設定

| | | |
|---|----------------|-------------|
| ① | 短期（返済期限1年以内） | 1.5 |
| | 中長期（返済期限1年超） | 1.0 |
| ② | オンバランス融資 | 1.0 |
| | オフバランス融資（偶発債務） | 0.2 または 0.5 |
| ③ | | 0.5 |

もとの管理モデルにおける外債期限が到来していない場合はその残高も18号通知の管理に組み入れる必要があります。また、[外債の契約形式及び実行状況によってクロスボーダー融資リスク加重残高に算入する基準が異なります。](#)

表3 クロスボーダー融資残高への算入基準

| | 算入金額 |
|-----------------------------------|--------|
| ✓ 非リボルビング契約 / 契約金額全て実行済みの場合 | 未返済残高 |
| ✓ リボルビング契約の場合 | 契約締結金額 |
| ✓ 非リボルビング契約 / 実行未済、或いは一部のみ実行済みの場合 | |

- クロスボーダー融資リスク加重残高に算入する業務

表4 クロスボーダー融資リスク加重残高への算入対象

| | |
|-----|--|
| 算入 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外貨貿易融資（期間リスク転換因数：1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【試行金融機関】20%算入【試行企業】100%算入 ➤ 【試行金融機関】オフバランス融資（偶発債務） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内保証・国外貸付、デリバティブ商品を顧客提供する場合の対外偶発債務：20% ・ 自身の通貨及び期限リスクヘッジ管理ニーズにより、国際金融市場取引で発生した偶発債務：50% ➤ その他：実際の状況に基づき算入 |
| 不算入 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 【試行企業/試行金融機関】人民元受動的負債 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 【試行企業/試行金融機関】国外機構の国内債券市場への投資により発生した人民元負債 ✓ 【試行金融機関】国外主体が預け入れた人民元預金 ➤ 貿易与信・人民元貿易融資 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 【試行企業】貿易与信（買掛と前受を含む）及び国外金融機関から取得した人民元貿易融資 |

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 【試行金融機関】クロスボーダー貿易決済を行うために発生した各種人民元貿易融資 ➤ 【試行企業】グループ内部の資金往来 ✓ 試行企業が主幹企業となるグループ内のクロスボーダー資金集中管理業務において発生した対外負債 ➤ 【試行金融機関】国外同業間預金・関連銀行及び付属機構との往来 ✓ 国外同業間預金・関連銀行及び付属機構との往来により発生した対外負債 ➤ 【試行企業】自己使用のパンダ債 ✓ 試行企業の国外母社が中国国内で人民元債券を発行し、且つ貸付形式により国内子会社に用いる場合 ➤ 【試行企業/試行金融機関】譲渡及び減免 ✓ クロスボーダー融資の転換による資本増加、債務減免を受けた等の状況 |
|--|

(2) 実行上限額の計算

■ クロスボーダー融資リスク加重残高の上限（単位：人民元）

$$= \text{資本或いは純資産①} \times \text{クロスボーダー融資レバレッジ率②} \times \text{マクロプルーデンス調節係数③}$$

表5 各項目及び因数の設定

| | ① | ② | ③ |
|--------|------|-----|-----|
| 試行企業 | 純資産 | 1.0 | 1.0 |
| 試行金融機関 | 一級資本 | 0.8 | |

<ご参考：企業の主な外債管理モデル比較>

| | 限度額 | 対象企業 | 通貨 | 期間 | 口座 | 管理 |
|-----------------|-------------------|------|-----------|-----------|-----------------|--------------|
| 全国共通 | 投差差（総投資額と登録資本の差額） | — | 外貨 人民元 | 短期 中長期 | 外債口座 | 発生額 または残高 |
| 上海 自貿区 | 資本金×2倍×係数 | 区内 | 外貨 人民元 | 短期 中長期 | F T口座 | 残高 |
| 4自貿区 (18号通知) | 純資産×1倍×係数 | 区内 | 外貨 人民元 | 短期 中長期 | 外債口座 (F T口座) | 残高 |

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。